

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間 及び要支援認定有効期間の特例に関する省令

1. 基本的な考え方

- 東日本大震災により市町村が要介護認定等の更新に係る事務を行うことが困難となっている状況に鑑み、被災市町村からの要望を踏まえ、要介護認定等に係る有効期間を延長し、市町村の事務負担を軽減する。

2. 具体的内容

- 東日本大震災に際し、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)内に住所を有する被保険者に係る要介護認定等に係る介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)に規定する有効期間について、12月間(市町村が特に必要と認める場合にあつては、12月間までの範囲内で市町村が定める期間(12月間を除く。))延長する。

3. 対象

- 上記区域内に住所を有する要介護認定等を受けている被保険者であつて、平成23年3月11日から平成24年3月31日までの間に有効期間が満了する被保険者。

〔省 令〕

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令(法務一九)

○薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(厚生労働六五)

○東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令(同六六)

〔告 示〕

○道路交通法第百十條第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件(国家公安委一三)

○本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件(総務一九六)

○政治資金規正法の規定に基づき登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件(政治資金適正化委三〇)

○政治資金規正法の規定に基づき登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件(同三一)

○除籍の一部が滅失した件(法務二六六、二六七)

○不動産登記規則第三十六條第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件(同二六八)

○日本国に帰化を許可する件(同二六九)

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五條の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件(財務・農林水産一〇)

○農業信用保証保険法第五十九條第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利率を定める件の一部を改正する件(同一一)

○中小漁業融資保証法第六十九條第一項の主務大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(同一二)

○農業近代化資金融通法第二條第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(農林水産一〇六三)

○農業近代化資金融通法第三條第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(同一〇六四)

○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(同一〇六五)

○肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であつて農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件(同一〇六六)

○保安林の指定施設要件を変更する件(同二〇六七、一〇七四)

○住宅の窓を製造し、又は輸入する事業を行う者が当該窓の断熱性に係る品質の一般消費者への情報提供のための表示に関し講ずべき措置に関する指針の一部を改正した件(経済産業一二四)

○一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があつた件(国土交通五四五、五四九)

○船舶安全法第六條ノ二の規定に基づき、事業場を製造認定事業場として認定した件(同五五〇、五五二)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

外務省 経済産業省 三重県 山口県

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労働

○労働者代表者選出の通知の公表について(厚生労働省)

○労働保険審査官及び労働保険審査会法第五條の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(同)

〔公 告〕

諸事項

官庁

金融商品取引業者に対する行政処分、特定保険募集人の所在の確知等、製造たばこ小売定価、金融商品取引業者の登録取消し処分、金融商品取引業者の営業保証金に係る仮配当表、投資助言・代理業者の営業保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会、個別労働関係紛争解決手続実施団体指定、建設業の許可の取消処分、鉄道財団設定関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構関係

地方公共団体

公債償還(東京都) 関係

会社その他

省 令

○法務省令第十九号

法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第十九条第二項、不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第七條(他の法令の規定において準用する場合を含む)、商業登記法(昭和三十一年法律第百二十五号)第二條(他の法令の規定において準用する場合を含む)、公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第十條第二項並びに人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)第十六條第一項及び第二項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十七日

法務大臣 江田 五月

第一条 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(平成十三年法務省令第十二号)の一部を次のように改正する。

別表秋田地方法務局の部横手支局の款を削り、同部大曲支局の款同支局の項管轄区域欄中「大仙市」を「横手市」「大仙市」に改める。

第二条 登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

「さいたま地方法務局所沢支局及び久喜支局の管轄に属する商業登記の事務(商業登記法第十條第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く)は、さいたま地方法務局で取り扱わせる。

第十三條第一項中「白石支局」の下に、「龍野支局、柏原支局」を加える。

第二十一條中「小松支局」を「七尾支局、小松支局及び輪島支局」に、「及び」を「並びに」に改める。

第三十八條第一項中「及び湯沢支局」を「湯沢支局及び大曲支局」に改め、同條第二項中「横手支局」を「大曲支局」に改める。

第三十九條を次のように改める。

第三十九條 青森地方法務局八戸支局及び五所川原支局の管轄に属する商業登記の事務(商業登記法第十條第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く)は、青森地方法務局で取り扱わせる。

第三条 公証人定員規則(昭和二十四年法務府令第十号)の一部を次のように改正する。

別表秋田の項中「横手」を削る。

第四条 人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程(昭和二十四年法務府令第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一「さいたま人権擁護委員協議会」の項組織の区域欄を次のように改める。

「さいたま地方法務局の戸籍及び公証に関する管轄区域」

別表第一「大宮人権擁護委員協議会」の項を削る。

別表第一「越谷人権擁護委員協議会」の項組織の区域欄を次のように改める。

「さいたま地方法務局越谷支局の戸籍及び公証に関する管轄区域」

別表第一「横手人権擁護委員協議会」の項を削る。

附則

この省令は、平成二十三年六月二十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中登記事務委任規則第三條の改正規定並びに第四条中別表第一「さいたま人権擁護委員協議会」の項、大宮人権擁護委員協議会の項及び越谷人権擁護委員協議会の項の改正規定、平成二十三年六月六日

二 第二条中登記事務委任規則第三十九條の改正規定、平成二十三年六月十三日

○厚生労働省令第六十五号

薬事法(昭和三十一年法律第百四十五号)第九條第一項、第二十九條の二第一項、第三十六條の五、第三十六條の六第二項及び第三項並びに薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)附則第二條、第三條第一項、第五條及び第六條第一項の規定に基づき、薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十七日

厚生労働大臣 細川 律夫

薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

附則第二十三條第一項及び第二項、第二十四條第一項、第二十五條から第二十七條まで、第二十八條第一項及び第二項並びに第二十九條から第三十一條までの規定中「平成二十三年五月三十一日」を「平成二十五年五月三十一日」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十八條第一項(同条第十項において準用する場合を含む)及び第三十三條第一項(同条第六項において準用する場合を含む)の規定に基づき、東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十七日

厚生労働大臣 細川 律夫

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令

一 東日本大震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く)内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)以下「規則」という)第三十八條第一項に規定する要介護認定有効期間をいう。以下同じ)及び要支援認定有効期間(規則第五十二條第一項に規定する要支援認定有効期間をいう。以下同じ)に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八條第一項(第四十一條第二項において準用する場合を含む)	第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間	第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
第三十八條第二項(第四十一條第二項において準用する場合を含む)	同項第一号の期間	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
第五十二條第一項(第五十五條第二項において準用する場合を含む)	第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間	第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
第五十二條第二項(第五十五條第二項において準用する場合を含む)	同項第二号の期間	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間

2 前項の規定は、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に前項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。
附則
この省令は、公布の日から施行する。

示

○国家公安委員会告示第十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第一百条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。
平成二十三年五月二十七日
国家公安委員会委員長 中野 寛成

第一号の表四百六十八号の項中

八王子市から北本市まで

を

八王子市から北本市まで
久喜市菖蒲町から同市下早見まで

に改め、同表四百九十号の項中「同町真名」を「同町赤」に改める。

附則

この告示は、平成二十三年五月二十八日から施行する。ただし、第一号の表四百六十八号の項の改正規定は、平成二十三年五月二十九日から施行する。

○総務省告示第九十六号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第四百十条の規定に基づき、平成二十年総務省告示第八号（本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件）の一部を次のように改正する。
平成二十三年五月二十七日
総務大臣 片山 善博

第一号の表を次のように改める。

無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数 (KHz)	送信時刻 (中央標準時による。)
しおかぜ	しおかぜ	A3E 五、九五五	午前五時から午前六時まで
		A3E 五、九六五	
		A3E 六、〇四五	
		A3E 五、九八五	
		A3E 六、〇一〇	
しおかぜ	しおかぜ	A3E 六、一三五	午後十時三十分から午後十一時三十分まで
		A3E 六、一三五	

○政治資金適正化委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治家金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。
平成二十三年五月二十七日
政治資金適正化委員会委員長 上田 廣一

登録番号 氏名 抹消年月日 抹消事由

- 三五〇三 阿部 隆雄 一三、一、二二 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
- 一一九三 押野 誠一 一三、三、三〇 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○政治資金適正化委員会告示第三十一号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治家金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。
平成二十三年五月二十七日
政治資金適正化委員会委員長 上田 廣一

登録番号 登録年月日 氏名

- 三九二二 一三、四、二八 石川 和道
 - 三九二三 一三、四、二八 後藤 千恵
 - 三九二四 一三、四、二八 横田 寛
 - 三九二五 一三、四、二八 吉田 寛
 - 三九二六 一三、四、二八 中村 節彌
- 法務省告示第二百六十八号
大阪府都島区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。
平成二十三年五月二十七日
法務大臣 江田 五月

○法務省告示第二百六十七号
大阪府都島区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。
平成二十三年五月二十七日
法務大臣 江田 五月

○法務省告示第二百六十八号
大阪府北區相生町百三十二番屋敷 阿部庄三郎
不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第九十九条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、船舶登記規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。
平成二十三年五月二十七日
法務大臣 江田 五月

登記所 指定の効力が生ずる日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第十九号）

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第十九号）

の規定によりその商業登記の事務がさいたま地方支務局において取り扱われることとなり、請求があつた場合のさいたま地方支務局所沢支局及び久喜支局

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第十九号）

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第十九号）

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第十九号）

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第十九号）

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第十九号）

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第十九号）

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第十九号）

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第十九号）

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第十九号）